

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 2 年 10 月

大分県人事委員会

人委第 800 号
令和2年10月28日

大分県議会議長 麻生 栄作 殿
大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県人事委員会
委員長 石井 久子

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条第1項及び第14条第2項の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

別紙第1

報 告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第42号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与及びその決定に係る民間の給与、生計費その他の諸条件並びに公務運営上の諸課題等について調査研究を行ってきたが、その概要を次のとおり報告する。

1 職員の給与

本委員会が実施した「令和2年職員給与等実態調査」の結果によれば、本年4月における職員数は15,146人であり、その平均年齢は43.4歳、性別構成比は男性60.8%、女性39.2%、学歴別構成比は大学卒84.2%、短大卒4.0%、高校卒11.7%、中学卒0.1%となっている。このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員の数は4,260人であり、その平均年齢は42.4歳、性別構成比は男性69.3%、女性30.7%、学歴別構成比は大学卒71.9%、短大卒5.4%、高校卒22.7%となっている。

職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、研究職、医療職(一)、医療職(二)、海事職、公安職、教育職(一)、教育職(二)及び特定任期付職員の9種類の給料表が適用されているが、このうち行政職給料表適用職員の本年4月における平均給与月額が352,557円となっており、教育職員、警察官等を含めた職員全体の平均給与月額は379,950円となっている。

(参考資料 1 職員給与関係 参照)

2 民間の給与

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の393の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した142の事業所を対象に「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施することとした。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から先行して実施した。この調査では、民間事業所における直近1年間の特別給の支給実績及び民間企業における給与改定の状況等について調査した。

他方、実地調査が基本となる月例給に関する調査については、調査員に感染予防対策を徹底した上で、8月17日から9月30日までの期間で実施することとした。この調査では、公務と類似すると認められる職務に従事する事務・技術関係22職種及び研究員、教員等32職種について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査している。

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 給与改定の状況

表1に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は25.6%となっており、ベースアップを中止した事業所の割合は10.9%となっている。

表1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係員	25.6	10.9	—	63.4
課長級	20.6	10.3	—	69.1

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、表2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は88.5%となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は14.4%、減額となっている事業所の割合は12.8%となっている。

表2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	88.5	88.5	14.4	12.8	61.3	—	11.5
課 長 級	81.1	81.1	11.7	8.2	61.2	—	18.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(参考資料 2 民間給与関係 参照)

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 特別給

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、表3に示すとおり、年間で所定内給与月額 of 4.45月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.50月)が民間事業所の特別給を0.05月分上回っていた。

表3 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下 半 期 (A 1)	315,648 円
	上 半 期 (A 2)	315,169
特別給の支給額	下 半 期 (B 1)	671,904 円
	上 半 期 (B 2)	730,592
特別給の支給割合	下 半 期 $\frac{(B 1)}{(A 1)}$	2.13 月分
	上 半 期 $\frac{(B 2)}{(A 2)}$	2.32
	年 間	4.45 月分

(注) 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.50月である。

(2) 月例給

本県では、職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用職員、民間においてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、精密に比較を行ってきている。

本年においても、8月17日から9月30日までの期間に実施した職種別民間給与実態調査の結果に基づき、4月分の給与について職員給与と民間給与の較差を算出することとする。

4 物価及び生計費

総務省の調査による本年4月における全国及び大分市の消費者物価指数は、それぞれ昨年4月に比べ0.1%及び0.4%上昇している。

また、本委員会が総務省による家計調査を基礎に算定した本年4月における大分市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ138,070円、157,150円、176,200円となっている。

(参考資料 3 生計費及び労働経済関係 参照)

5 職員と国家公務員との比較

総務省の平成31年地方公務員給与実態調査（平成31年4月1日現在）によると、国家公務員（行政職俸給表(一)の適用を受ける職員）の平均俸給月額を100とし、これに相当する県職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数（ラスパイレス指数）は、99.4となっている。

6 人事院の報告及び勧告等の概要

人事院は、本年10月7日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。その概要は、別記のとおりである。

7 本年の給与の改定

職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件は、以上のとおりである。

職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果、特別給については、前記のとおり、職員の年間の平均支給月数が民間の年間支給割合を0.05月分上回っていた。

人事院においては、国家公務員の特別給の支給月数を引き下げるよう勧告しており、他の都道府県においては、特別給に係る民間の年間支給割合との均衡並びに人事院の報

告及び勧告等を考慮して対応することが考えられる。

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間の給与、その他の事情を考慮して報告及び勧告を行っており、本年も例年と同様に、これらの諸情勢を総合的に勘案し、職員の給与について次のとおり所要の改定を行う必要があると判断した。

なお、月例給については、前記3(2)の方法により算出した民間給与との較差等を考慮して、必要な報告及び勧告を行うこととする。

(1) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の年間支給割合との均衡を図るため、人事院勧告に準じて、支給月数を0.05月分引下げ、4.45月分とする必要がある。

また、支給月数の引下げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、人事院勧告に準じて期末手当から差し引くこととし、本年度については12月期の期末手当から差し引き、令和3年度以降においては6月期及び12月期における期末手当が均等になるように支給月数を定める必要がある。

なお、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げる必要がある。

8 公務運営の改善に関する課題

地方公共団体は、少子高齢化の著しい進展とこれに伴う生産年齢人口の減少が続く中、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大により顕在化した課題やこれにより生ずる大きな変化に直面している。現下の厳しい社会経済情勢においては、高度化・多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応するとともに、感染症に伴う変化を取り入れ、リスクに強い強靱性と柔軟性を高めていくことが求められている。

このような中、将来にわたって行政サービスの質を高く維持し、さらに向上させるとともに、「新たな日常」を実現するためには、新しい働き方やAI、RPAなど新技術の活用及び行政のデジタル化を加速させるための環境整備に併せて、時代に応じた専門知識や課題解決能力を有する人材の育成が必要である。加えて、全ての職員がもてる能力を十分に発揮できるよう、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスなど働き方改革の取組を引き続き、推進していくことが極めて重要となる。

任命権者においては、公務運営の改善に関する課題について解決に向けた取組を進めるとともに、中・長期的な視点を踏まえ、時代にかなった人事施策の策定・推進に取り

組んでいくことが肝要である。

※RPA (Robotic Process Automation) : PC操作をソフトウェアのロボットに記録し、自動化することにより、ホワイトカラー業務を効率化する仕組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の推進

本県では、平成28年4月から、人材育成の観点も踏まえ、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として人事評価を活用することにより、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図っているところである。

任命権者においては、職員一人ひとりの能力や職務上の成果を公正・公平に評価した上で、個々の職員のモチベーションを高め、組織全体の活性化につなげていくため、評価結果を任用や給与等に十分に活用することを通じ、人材育成につなげていくことが重要である。あわせて、人事評価制度を適正に活用するためには、客観性、公平性、透明性及び納得性を確保することが重要であり、引き続き、評価者研修の充実などに取り組んでいく必要がある。

なお、男女を問わず育児や介護等の事情を抱えた職員が増加していることに加え、感染症拡大を防止するための「新たな日常」においては、長時間労働の是正や育児・介護に係る休暇・休業等の取得、時差通勤、テレワークなど多様で柔軟な働き方が必要とされている。このような中、管理監督者をはじめ職員の意識改革をより一層進めるとともに、能力・実績の評価に当たっては、勤務時間の長短にとらわれず、職員として求められる能力や姿勢などに照らして人事評価制度を的確に運用することが求められる。

本委員会としても、地方公務員法の趣旨を踏まえ、引き続き、任命権者における取組や運用の状況を注視していく。

また、国では公務員の定年引上げに向けた取組として、働き方など時代の変化も踏まえた新たな人事評価の在り方やそのための改善方策等を検討することとしており、その検討状況に留意する必要がある。

(2) 人材の確保と活用

ア 多様で有為な人材の確保

高度化・多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、公務員としての優れた資質や高い能力を有し、変化する社会

に対応できる多様で有為な人材の確保が重要である。

しかしながら、公務員採用試験の応募者数は、若年人口の減少、民間企業の採用拡大、国や他の地方公共団体等との競合等を背景に減少が続いており、技術系職種を中心として人材の確保が極めて厳しい状況にある。

本委員会では、任命権者と連携して、ホームページなどによる情報発信の強化や県職員採用募集ガイダンス等を充実させ、大分県職員として働くことの魅力や働きがいを広く伝えることにより受験者の確保に努めている。加えて、民間に流れている多くの人材の中からも多様で有為な人材の確保に向けて、教養試験について民間企業で導入実績の多い試験を取り入れた特別枠試験を早期に行うなどの新たな試験方法の実施や、人物重視の採用試験に取り組んでいるところである。

引き続き、優れた資質・能力をもった人材を幅広く積極的に確保するため、採用試験の見直しなどに取り組んでいくこととする。

障がい者雇用については、昨年の障がい者を対象とした採用選考試験から、障がいの種類や程度による制限を撤廃し、身体障がい者に加えて知的障がい者及び精神障がい者も受験可能とするほか、年齢制限の緩和等を行ったところである。また、教育委員会においては、特別支援学校卒業生のトライアル雇用など、障がい者雇用の取組を進めているところである。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）を踏まえ、任命権者においては、本年4月に障害者活躍推進計画を策定し、障がいのある職員一人ひとりが、障がいの特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるよう、取組を進めることとしている。

任命権者においては、障害者活躍推進計画や「障がい者雇用率日本一」を目指す県の方針等を踏まえ、障がい者雇用に係る取組について検証し、課題等に応じて見直しを行っていくことが重要である。とりわけ、障がいのある職員が個々の能力を活かし、意欲をもって働くことのできる職場環境の整備が必要である。

イ 政策県庁を担う人材の育成

長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」及び大分県版地方創生の着実な推進に向けては、職員一人ひとりが政策・改革の主体となる政策県庁の実現が重要である。

任命権者においては、職員本人の適性や多様な働き方に対応したキャリア形成を支援する観点を踏まえ、引き続き、職員の自己啓発を促すとともに、職場における職務を通じた研修（OJT）と大分県自治人材育成センター等が行う職場を離れて

の研修（Off-JT）を適切に組み合わせながら、職員が意欲をもって職務に従事し、高い成果を挙げられるよう、各職員の能力開発や専門性の向上を図っていくことが必要である。さらに、管理監督者には、職員との人事評価面談等の機会を捉え、職員一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導を行いながら、育成の方向性やキャリア形成について話し合うことが重要であることから、人材育成における自らの責務や役割を認識させることが必要である。

職員においても、将来のキャリアプランをイメージしつつ目標を設定し、時代に合った専門知識や課題解決能力などを向上させるため、主体的に日々の業務や研修等に取り組むことが重要である。

ウ 女性職員の活躍推進

職員に占める女性職員の割合が年々増加傾向にある中、任命権者においては「大分県女性職員活躍推進行動計画（H28～R2年度）」に基づき、管理職における女性割合の引上げなどを目標に掲げて、人材育成、人事配置・登用、働きやすい職場環境づくりなど、女性の活躍推進に向けた取組を行っている。

今後も、行動計画に掲げられた数値目標の達成に向けて、女性職員が働きがいをもって活躍できる環境整備に努めるとともに、あらゆる分野でその能力を十分に発揮できるよう、キャリア形成の支援と計画的な人材育成を更に積極的に行う必要がある。

(3) 働き方改革と勤務環境の整備

社会全体においては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）に基づき、長時間労働の是正等を着実に進めるとともに、感染症への対応として広まったテレワーク等の新たな働き方やワーク・ライフ・バランスへの取組の流れを活かし、時間や場所にとらわれず、より効率的で成果が的確に評価される働き方の実現に向け、取組を加速させることが求められている。

本県においても、行政ニーズが高度化・多様化する中、限られた職員数で課題に的確かつ効率的に対応するため、育児・介護等の事情を抱えた職員を含めた全ての職員がそれぞれの能力や経験等を十分に発揮し、生き生きと働くことができるよう勤務環境の整備を行い、働き方の見直しを進めることが重要である。

なお、社会全体においてデジタル化が求められている中、本県では多様化・高度化する県民ニーズに対応できる電子県庁の実現に向け、先端技術を積極的に活用し、よりきめ細やかで効率的な行政事務を実現するため、第3次大分県電子県庁高度化指針

(案)の策定等を行っているところであり、働き方改革の観点からも行政のデジタル化を加速させていくことが必要である。

ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の健康保持、仕事と家庭生活の両立や職員が意欲をもって生き生きと働くことのできる環境整備、さらには人材確保の観点から、最も重要な課題であり、本委員会としても毎年の報告で繰り返し指摘している。

時間外勤務の縮減については、任命権者において、長時間労働の是正に向けた職員行動指針を策定するとともに、勤務時間管理システムやタイムレコーダーを活用した時間外勤務の適正管理や、柔軟な働き方を推進するための在宅勤務や時差通勤制度の推奨、サテライト・オフィスの活用などの取組が進められている。一方、民間企業や国、他の地方公共団体においては、民間労働法制の改正や感染症に伴う新しい働き方に対応するため、長時間労働の是正に向けた取組を加速させることが想定され、本県においてもより一層、実効性ある取組を推進することにより働き方改革を後押しすることが強く求められている。

このため、任命権者においては、業務量の削減や事務事業の見直しに加え、AIやRPAなど新しい技術を活用した業務の効率化に取り組んだ上で、業務量に応じた適正な職員配置に努めるとともに、労働時間の長さよりも業績や業務の改善・効率化を重視する職場環境の実現に向け、強い取組姿勢をもって業務の合理化・効率化を行うことが必要である。

管理監督者においては、改めて自らの責務を自覚した上で、日頃から職員と気軽にコミュニケーションを取り合える関係づくりに努め、職員が相談しやすい明るく風通しの良い職場づくりに取り組むことが重要である。また、常に職員への目配り・気配りを行いながら職員の勤務時間や業務量等を的確に把握し、特定の職員に過度の負担がかからないよう、業務の平準化に努めることが必要である。とりわけ、所属長は自らが働き方改革の先頭に立って、業務の削減や効率化に取り組むなど職場におけるマネジメントに一層努め、時間外勤務の縮減とともに、年次有給休暇等を取得しやすい職場の雰囲気づくりに取り組む必要がある。

職員においては、ワーク・ライフ・バランスの観点からも、常に業務改善の意識をもって、計画的な時間配分に努めながら、効率的・効果的に業務を遂行することが求められる。

今後ともそれぞれが、主体的に時間外勤務を縮減する意識をもつとともに、その実現に一丸となって不断の努力をしていくことが重要である。

なお、年次有給休暇については、全職種の平均取得日数が昨年は12日1時間で、

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「大分県特定事業主行動計画（第4期）」に掲げる15日の目標には及んでいない状況にある。任命権者においては、年次有給休暇の取得しやすい環境をより一層整備し、引き続き休日や夏季における特別休暇等と組み合わせた計画的・連続的使用の促進に努める必要がある。

本委員会としても、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律及び昨年12月における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号、以下「給特法」という。）の一部改正の趣旨に則り、労働基準監督機関としての役割を適切に果たす必要があることから、時間外勤務命令の上限に係る運用状況等を把握するため、事業所実態調査を充実させるなど、引き続き、長時間労働の是正に向けた取組を進めていく。

イ 学校現場における教職員の負担軽減

国は、学校における働き方改革を推進するため昨年12月に給特法の一部改正を行い、業務量の適切な管理など教育委員会が教育職員の健康・福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を文部科学大臣が定めるものとすることや、長期休業期間中における休日のまとめ取りを可能とするための一年単位の変形労働時間制について定めたところである。この法改正を受けて、本年1月に文部科学省が発出した指針においては、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」として、勤務時間管理の対象とすることや、時間外在校等時間の上限時間を月45時間以内、年間360時間以内とすること、教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めることなどを求めている。

また、文部科学省は本年7月、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化を行うことにより教諭等が専門性を発揮し本来の職務に集中できるよう、教育委員会に対して、教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例を活用した関係規定の整備等について通知したところである。あわせて、一年単位の変形労働時間制の活用にあたっての労働日数に係る限度や、教育職員のサービスを監督する教育委員会等が講ずべき措置について、省令及び指針の整備を行ったところである。

本県においては、給特法の改正等を踏まえ、学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和32年大分県教育委員会規則第3号）の一部改正や、県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めたところである。

引き続き、学校における働き方改革を後押しするため、文部科学省の通知等を踏まえ、任命権者においては、マネジメント能力を高める研修の充実等により、教職員の働き方を変えていく意識を管理職に強くもたせるとともに、「チーム学校」の推進や適切な部活動の運営及びICTの活用による業務改善などの教職員の負担軽減に係る取組について、市町村教育委員会や関係機関等と連携・協力しながら、積極的に取り組んでいく必要がある。

ウ 仕事と家庭の両立支援

女性、男性を問わず、育児・介護の事情を抱えた職員が意欲をもって職務に従事し、能力を最大限に発揮できるよう、職場全体において、仕事と育児・介護の両立を尊重する環境づくりを進め育児休業や部分休業などの両立支援に係る制度が適正に活用されるよう支援していくことが、ワーク・ライフ・バランスや少子化対策の推進、女性の活躍推進の観点からも重要である。

本県においては、これまでに育児休業や部分休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇制度、在宅勤務制度等、多様な両立支援制度が導入されており、本年3月には「大分県特定事業主行動計画（第4期）」を策定し、男性職員の育児休業取得率を政府目標の13%以上とすることなどを目標に取り組んでいるところである。なお、平成30年度における男性職員の育児休業取得率は、知事部局等で5.8%、教育委員会で3.7%、警察本部で0%となっており、国家公務員（12.4%）や民間企業（6.16%）と比べ低い状況にある。

任命権者においては、所属長にマネジメント力を発揮させることにより子育てをしやすい職場環境を整えるための取組を実施しているところであるが、行動計画に掲げられた数値目標の達成に向けて、より一層、男性職員の育児休業に係る取得促進などの取組を進めていく必要がある。

育児・介護のための両立支援策が、職員にとって利用しやすく、効果的に活用されるためには、職員全員がワーク・ライフ・バランスの大切さを認識し、その推進に取り組むことが重要であり、任命権者においては、職員全員の意識啓発を図りながら、職場全体で支援する勤務環境づくりに更に努めることが必要である。

エ 会計年度任用職員の勤務環境の整備

本年4月から、会計年度任用職員の任用等について整備する地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）に基づき、本県においても会計年度任用職員制度の運用が開始されたところである。

任命権者においては、会計年度任用職員が十分に能力を発揮できるよう、引き続

き、国や他の地方公共団体の非常勤職員等との権衡に留意しながら、適正な任用・勤務条件等を確保することが重要である。

(4) 職員の健康管理

職員が心身ともに健康であることは、職員本人やその家族にとって大切なことであり、また、職員が安心して公務に専念し、そのもてる能力を十分に発揮するためにも重要である。任命権者においては、定期健康診断後の事後指導や長時間勤務者に対する健康管理、ストレスチェックの拡充やカウンセリング相談など様々な健康管理対策に取り組んでいるところである。

定期健康診断の結果をみると、知事部局、教育庁及び県立学校の職員においては、50歳台職員の有所見（「要経過観察」以上）率の割合が約90%と高いことに加え、20歳台職員の有所見率も50%から60%程度で推移しており、若年層にも配慮したセルフケア力の強化と職場における支援体制を充実させることが、ますます重要になっている。

また、本年4月におけるメンタルヘルスの不調による病気休職者は、知事部局では、近年増加傾向にあったが、昨年の24名から14名へと減少した。一方、近年減少傾向にあった学校現場では、昨年の26名から35名へと増加している。任命権者においては、心の問題が生じる要因の調査・分析をそれぞれ詳細に行い、より一層、職員のストレスマネジメント力の向上、管理監督者による支援体制の強化、相談窓口の多様化等を図り、重層的に予防・早期発見・早期対応ができる環境を整えていくとともに、円滑な職場復帰と再発防止の観点から職員を支援することが必要である。

とりわけ、長時間の時間外勤務により、心身の疲労が蓄積し、職員の身体のみならず心の健康にも害を及ぼすことが懸念されることから、任命権者においては、職員の勤務実態を把握し、やむを得ず長時間勤務を行った者に対しては、産業医による面談や業務の見直しなど適切な措置を講ずる必要がある。特に、感染症の拡大防止や、異常気象に伴う大規模災害等への対応業務に関わる職員については、長時間勤務となることが想定されるため、十分な配慮が必要である。

なお、職員の疲労蓄積を防止するための勤務時間制度の弾力化については、職員の健康確保や柔軟な働き方の観点から、国や他の都道府県における検討状況に留意する必要がある。

また、衛生委員会等を活用し、長時間労働や健康管理対策など幅広く議論することで、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全や健康の確保に努める必要がある。

本委員会としても、労働安全衛生法令に係る改正の趣旨等を踏まえ、任命権者と連携しながら、労働安全衛生に関する取組を進めていく。

(5) ハラスメントの防止

職場のハラスメント（性的指向・性自認に関する偏見に基づく言動を含めたセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等）は、ハラスメントを受ける職員の人格や尊厳を傷つけるだけでなく、周囲の職員にも精神的苦痛を与えるなど人権に関わる許されない行為であり、さらには、職員の能力発揮を妨げ、職場内秩序を乱し、業務運営に支障を生じさせる行為であることから、職員の利益と職場環境を保護する観点から防止されなければならないものである。

とりわけ、パワー・ハラスメントについては、昨年6月における労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）の改正により、事業主に対しパワー・ハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務等が求められ、また、国家公務員においては、本年4月の人事院規則に係る整備により、各省各庁の長の責務としてパワー・ハラスメントの防止や被害者の救済等に関する措置等が求められることとなった。

任命権者においては、民間企業や国等の動向も踏まえながら、様々なハラスメントの防止について、研修等を通じた積極的な周知啓発や相談に適切に対応できる体制の整備など、引き続き、発生の予防・迅速で適切な措置・再発防止のための取組を進め、職員の勤労意欲の向上や心身の健康、良好な職場環境の確保に努めていく必要がある。

(6) 公務員倫理の保持

県民中心の県政を推進する上では、県民の信頼を確保することが最も重要であり、職員は、常に公務員としての自覚と節度を保ちつつ、勤務時間の内外を問わず、信用を失墜することのないように自戒する必要がある。

任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、より一層、職場での指導や研修などを通じて、職員へ法令遵守及び服務規律の徹底を図る必要がある。

また、職員においては、県民全体の奉仕者であることを常に自覚し、県職員としての誇りと高い倫理観・使命感を保持するとともに、厳正な服務規律の下で、公務の公正かつ公平な執行に努め、県民の信頼と期待に応えていくことが肝要である。

(7) 定年の引上げによる高齢層職員の能力及び経験の活用等

少子高齢化の急速な進展と若年労働力人口の減少が続く中、働く意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題となっている。さら

に、公務においては高度化・多様化する行政ニーズに的確かつ持続的に対応していくため、知識、技術及び経験等の豊富な高齢層職員を最大限に活かすことが必要とされている。

このような中、国は本年3月に、国家公務員の定年年齢を令和4年度から段階的に引き上げる等を内容とする国家公務員法等の一部を改正する法律案を国会へ提出した。また、同法律案と同日に国会へ提出された「地方公務員法の一部を改正する法律案」においては、国家公務員と同様に、管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる役職定年制）、定年前再任用短時間勤務制等を新たに設けることとされている。

なお、地方公務員の定年は、地方公務員法において、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとされている。

任命権者においては、定年の引上げに関して、同法律案を踏まえつつ、国の動向等にも留意しながら、本県の実情を踏まえて所要の検討を進める必要がある。あわせて、職員のモチベーションを維持しつつ、全ての職員が働きがいを実感でき、その能力及び長年培ってきた経験を活かすことができるよう、引き続き、採用から退職に至るまでの人事管理制度について取り組むことが重要である。

9 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

職員の使命は、県民の期待と信頼に応えることであり、常日頃の業務に真摯に取り組むことはもちろんのこと、特に災害などの不測の事態が生じることの多い昨今は、一層の熱意や使命感をもって、迅速かつ的確に対応することが求められている。

このような中、職員は、新型コロナウイルス感染症や近年頻発する自然災害への突発的な対応業務にも精力的に従事するとともに、常日頃から県民中心の県政を基軸とした「安心・活力・発展」の大分県づくりを更に推進するため、長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の着実な実行に尽力するなど、それぞれの職場において、高い士気をもって困難な諸課題に粘り強く取り組んでいる。

人事委員会の勧告を通じて、職務に精励している職員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別記

人事院の報告及び勧告の概要

【職員の給与に関する報告及び勧告】

○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ（△0.05月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率80.3%）

なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.50月）

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30 月（支給済み）	1.25 月（現行1.30月）
勤勉手当	0.95 月（支給済み）	0.95 月（改定なし）
3年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	0.95 月	0.95 月

[実施時期]

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職（一）…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〔対前年 △2,255円、△0.2歳〕

【公務員人事管理に関する報告】

危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の確保・育成等の本院の責務を適切に果たすとともに、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働きかけ。在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進

1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

3 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要
柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

(2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラ防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

(3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

(4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。
公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

(5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第42号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第43号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和2年12月期

ア 特定管理職員以外の職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.25月分とすること。

イ 特定管理職員（再任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を1.05月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降

ア 特定管理職員以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とすること。

イ 特定管理職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和2年12月期

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和2年12月期

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

(2) 令和3年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については、令和3年4月1日から実施すること。

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係

令和2年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 給料表別職員数・性別人員・学歴別人員・平均年齢・平均経験年数	2
第2表 給料表別・性別・学歴別人員構成比	2
第3表 職員の平均給与月額	3
第4表 行政職給料表の年齢階層別、学歴別人員及び平均給料月額	3
第5表 給料表別・級別平均給与月額	4
第6表 給料表別・級別・号給別人員	6
第7表 再任用職員の適用給料表別・級別人員	22
第8表 給料表別・性別・年齢別人員	23
第9表 職員の扶養親族数別人員	25
第10表 管理職手当の支給状況	25
第11表 住居手当の支給状況	25
第12表 通勤方法	26
第13表 通勤手当の支給状況	27
第14表 交通機関利用者の通勤費所要額別人員	28
第15表 交通用具利用者の通勤距離別人員	30
第16表 単身赴任手当の支給状況	32
第17表 年次有給休暇の取得状況	33

2 民間給与関係

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	35
第18表 産業別・企業規模別調査事業所数	36
第19表 民間における家族手当の支給状況	36
第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	37

3 生計費及び労働経済関係

令和2年4月の標準生計費算定方法	38
第21表 大分市における費目別・世帯人員別標準生計費	38
第22表 労働経済指標	39

1 職員給与関係

令和2年職員給与等実態調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与の実態を把握するとともに、給与制度についての基礎資料を得ることを目的として実施した。

(2) 調査対象

令和2年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第42号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年大分県条例第43号）の適用を受ける者とした。一般職の職員のうち調査から除外した者を掲げると、次のとおりである。

ア 技能労務職員

イ 企業局及び病院局に勤務する職員

ウ 無給派遣職員

エ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年大分県条例第1号）の規定により派遣されている職員（ウに該当する職員を除く。）

オ 退職者

カ 会計年度任用職員

キ 臨時的任用職員

(3) 調査事項

令和2年4月分の給与、学歴、年齢、経験年数等について調査した。

第1表 給料表別職員数・性別人員・学歴別人員・平均年齢・平均経験年数

給料表	区分 職員数	性別人員		学歴別人員				平均年齢 歳	平均経験年数 年
		男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒		
全職種	15,146人	9,202人	5,944人	12,759人	612人	1,767人	8人	43.4	21.0
行政職	4,260	2,952	1,308	3,063	229	967	1	42.4	20.4
研究職	229	173	56	226	3			40.5	17.5
医療職(一)	16	11	5	16				46.1	22.8
医療職(二)	196	93	103	172	24			41.9	18.8
海事職	37	35	2	12	12	6	7	44.5	23.6
公安職	2,035	1,845	190	1,279	17	739		38.4	16.9
教育職(一)	2,646	1,552	1,094	2,534	57	55		46.5	23.6
教育職(二)	5,725	2,539	3,186	5,455	270			44.7	21.9
特定任期付職員	2	2		2				54.7	2.5

- (注) 1 再任用職員は含まれていない(以下第7表を除き第17表までにおいて同じ。)
 2 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に定める給料表である(以下第4表、第7表、第9表及び第10表を除き第17表までにおいて同じ。)
 3 任期付研究員は在職していない(以下第17表までにおいて同じ。)

第2表 給料表別・性別・学歴別人員構成比

給料表	区分 計	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
		男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全職種	100.0%	60.8%	39.2%	84.2%	4.0%	11.7%	0.1%
行政職	100.0	69.3	30.7	71.9	5.4	22.7	0.0
研究職	100.0	75.5	24.5	98.7	1.3		
医療職(一)	100.0	68.8	31.3	100.0			
医療職(二)	100.0	47.4	52.6	87.8	12.2		
海事職	100.0	94.6	5.4	32.4	32.4	16.2	18.9
公安職	100.0	90.7	9.3	62.9	0.8	36.3	
教育職(一)	100.0	58.7	41.3	95.8	2.2	2.1	
教育職(二)	100.0	44.3	55.7	95.3	4.7		
特定任期付職員	100.0	100.0		100.0			

- (注) 1 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。
 2 比率は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第3表 職員の平均給与月額

給与種目	区分	行政職給料表適用職員		全職員	
		令和2年4月	平成31年4月	令和2年4月	平成31年4月
給料		円 325,722	円 326,799	円 355,051	円 358,101
扶養手当		10,041	10,279	9,925	10,081
管理職手当		8,361	7,114	5,973	5,549
地域手当		1,163	753	487	381
住居手当		6,722	6,709	6,990	6,933
その他		548	636	1,524	1,591
合計 (平均給与月額)		352,557	352,290	379,950	382,636

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
 3 その他は、単身赴任手当(基礎額)、初任給調整手当、特地勤務手当等である。

第4表 行政職給料表の年齢階層別、学歴別人員及び平均給料月額

年齢階層	学歴	大学卒		短大卒		高校卒		計	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
	歳	人	円	人	円	人	円	人	円
18~24		191	194,216	31	178,532	99	176,244	321	187,159
25~29		441	218,943	25	214,940	76	212,599	542	217,868
30~34		391	255,752	11	241,273	29	251,014	432	254,939
35~39		315	296,180	22	292,009	76	287,545	413	294,369
40~44		416	345,715	26	336,742	93	339,244	535	344,154
45~49		435	374,551	26	367,831	202	368,600	663	372,474
50~54		402	395,580	44	386,864	188	386,877	634	392,394
55~59		472	415,134	44	389,939	204	398,134	720	408,778
60~									
合計		3,063	322,774	229	316,526	967	333,710	4,260	324,892
平均年齢		41.6		42.5		44.8		42.4	

- (注) 1 この表でいう平均給料月額には、給料の調整額を含まない。
 2 中学卒は、該当人員が1名であるため記載を省略しているが、計には含まれる。

第5表 給料表別・級別平均給与月額

給料表	級	職 員		平 均 給 与 月 額						
		人 員	構 成 比	給 料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	そ の 他	計
全 職 種		人 15,146	% 100.0	円 355,051	円 9,925	円 5,973	円 487	円 6,990	円 1,524	円 379,950
行 政 職	1	344	8.1	192,878	685			9,330	48	202,941
	2	605	14.2	219,562	1,997		899	11,994	29	234,481
	3	691	16.2	275,184	8,036		1,299	9,555	314	294,388
	4	1,223	28.7	356,336	13,666	91	1,010	5,193	387	376,683
	5	930	21.8	390,221	14,641	2,049	414	4,220	552	412,097
	6	135	3.2	399,781	15,348	60,202	4,584	3,665	1,778	485,358
	7	247	5.8	429,662	11,202	68,538	3,269	2,158	2,137	516,966
	8	68	1.6	456,463	7,647	94,000	4,994	2,658	4,412	570,174
	9	17	0.4	493,994	5,294	126,629	7,401	4,765	1,765	639,848
計	4,260	28.1	325,722	10,041	8,361	1,163	6,722	548	352,557	
研 究 職	1									
	2	70	30.6	248,800	1,564		186	12,273	1,286	264,109
	3	142	62.0	369,539	15,042		364	6,673	1,014	392,632
	4	13	5.7	417,931	9,423			4,046	2,308	433,708
	5	4	1.7	468,525	8,625	22,625		6,750		506,525
計	229	1.5	337,108	10,491	395	283	8,237	1,153	357,667	
医 療 職 (一)	1	2	12.5	316,500			50,640	27,000	308,600	702,740
	2	4	25.0	397,300	3,250		64,088	19,500	308,600	792,738
	3	2	12.5	480,300	26,500		81,088	13,500	154,300	755,688
	4	8	50.0	571,138	8,937	95,662	108,963		118,875	903,575
	計	16	0.1	484,494	8,594	47,831	86,969	9,938	194,450	832,276
医 療 職 (二)	1									
	2	21	10.7	228,881	953			13,495	12,266	255,595
	3	26	13.3	251,915	1,019			12,589	15,000	280,523
	4	43	21.9	292,956	6,186			9,435	10,325	318,902
	5	82	41.8	380,572	12,799			2,573	4,536	400,480
	6	8	4.1	402,625	13,500	62,300		6,750		485,175
	7	16	8.2	432,769	8,781	67,075		3,063		511,688
計	196	1.3	333,192	8,217	8,018		6,788	7,467	363,682	
海 事 職	1	2	5.4	247,100	8,250			8,300		263,650
	2	x	2.7	x	x	x	x	x	x	x
	3	8	21.6	293,288	15,500			13,000		321,788
	4	24	64.9	367,642	19,896			6,354		393,892
	5	x	2.7	x	x	x	x	x	x	x
	6	x	2.7	x	x	x	x	x	x	x
計	37	0.2	346,257	17,459	1,503		7,381	811	373,411	

給料表	級	職 員		平 均 給 与 月 額						
		人 員	構 成 比	給 料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	そ の 他	計
公 安 職	1	人 128	% 6.3	円 207,188	円 414	円	円	円 4,209	円	円 211,811
	2	267	13.1	230,473	2,032			13,315	559	246,379
	3	485	23.8	276,589	13,329		472	12,071	1,882	304,343
	4	574	28.2	348,166	19,948		295	6,378	5,001	379,788
	5	358	17.6	393,822	23,134		199	3,605	6,955	427,715
	6	130	6.4	417,986	20,092		3,230	3,358	4,154	448,820
	7	34	1.7	432,671	19,765	51,311			10,588	514,335
	8	39	1.9	451,149	12,308	73,654	1,406		7,692	546,209
	9	20	1.0	472,290	11,600	91,860		1,350	12,000	589,100
	計	2,035	13.4	323,895	15,129	3,171	464	7,550	3,864	354,073
教 育 職 (一)	1	37	1.4	302,482	12,838			12,259		327,579
	2	2,338	88.4	389,647	9,884			7,112	141	406,784
	特2	128	4.8	445,173	17,149			4,038	234	466,594
	3	90	3.4	453,723	13,822	48,327		3,106	4,333	523,311
	4	53	2.0	473,134	9,745	67,942		3,919	2,830	557,570
計	2,646	17.5	394,966	10,408	3,005		6,834	340	415,553	
教 育 職 (二)	1									
	2	4,731	82.6	357,804	6,906		5	7,933	917	373,565
	特2	247	4.3	425,958	12,032			2,513	233	440,736
	3	387	6.8	426,149	13,234	45,800		3,356	3,910	492,449
	4	360	6.3	441,255	10,182	56,225		1,915	3,244	512,821
計	5,725	37.8	370,612	7,761	6,631	4	7,012	1,236	393,256	
特 定 任 期 付 職 員	1									
	2									
	3	x	50.0	x	x	x	x	x	x	x
	4	x	50.0	x	x	x	x	x	x	x
	5									
	6									
	7									
計	2	0.0	501,500					15,000	516,500	

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。
2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
3 その他は、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特勤手当等である。
4 「x」は、調査実人員が1人の場合である。
5 計の構成比は、各給料表の合計人員の全職員に対する構成比である。
6 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%とならない場合がある。
7 特定任期付職員の欄における級は、号給である。

第6表 給料表別・級別・号給別人員

1 行政職給料表 (他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2		11				1			
3		2				1		1	
4		4		1					
5		51							
6		19							
7		18							
8		10				1			
9	8	55				1			1
10		14				1			
11		19	6						
12	5	9	22						2
13	4	73	14						8
14	2	22	47						6
15	2	21	11						
16	12	12	30						
17	14	48	18						
18	1	14	40					2	
19		23	20					1	
20	11	9	14	1				1	
21	2	53	11					2	
22	4	12	41	3				1	
23	3	14	12	4					
24	13	12	16	1					
25		56	15	6					
26	3	2	28	13				5	
27	2	3	10	11				5	
28	1		12	9				5	
29	82	1	19	12				16	
30			36	13			10	18	
31	5		15	23			25	7	
32	61		12	20			49	2	
33	10		9	12			22	1	
34	15		40	23			13	1	
35		1	11	19			8		
36	1	1	16	24			14		
37	8		13	17			23		
38	1	1	22	26			10		
39	1		16	19			2		
40	7	1	7	22			14		
41	7		3	19			14		
42	1		7	18			13		
43			11	19			8		
44	1	1	5	24			4		
45	4	1	7	18		1	5		
46			5	22	2		8		
47	1		1	17	3		2		
48	3	1	3	24	2		1		
49	5		5	28	3		1		
50		1	6	20	1	1			
51	1		4	24	9	5			
52	2		2	18	6	22			
53	5	1	3	25	3	20			
54			2	31	5	24			
55	2	1	2	25	10	11			
56	4		2	26	3	17			
57	5	2	1	23	11	13			
58			1	25	11	11			
59	1		1	11	8	3			
60			2	25	8	1			
61	3		2	17	6				
62				12	10				
63			1	25	6				
64			1	15	3	5			

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66	6		1	19	10				
67				13	10				
68	1		1	17	13				
69	1	1	1	14	23				
70				12	5				
71				5	14				
72	1		1	9	23				
73				6	22				
74	3		1	12	19				
75			1	14	11				
76	1		2	17	17				
77				7	28				
78			1	12	14	2			
79			3	14	19				
80	1			14	18				
81	1	1	2	18	17				
82			1	8	18				
83	1		1	6	23				
84	1			7	22				
85	1	1		4	35				
86				12	31				
87				5	19				
88	1		1	5	19				
89	1	1		7	25				
90				9	30				
91				9	28				
92	1			6	21				
93			1	7	23				
94				4	31				
95				3	34				
96					31				
97		1		4	139				
98				10					
99			1	3					
100				6					
101				87					
102									
103									
104			2						
105									
106									
107									
108									
109									
110			1						
111									
112			1						
113			5						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
人員計	344	605	691	1,223	930	135	247	68	17

適用職員数	4,260人
-------	--------

(注) 各級内の太実践は、当該級の最高号給の位置を示した（以下第6表の各表において同じ。）。

2 研究職給料表 (試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		4			
6					
7					
8		3	2		
9					
10		1	5		
11		1			
12		3			
13		4	1		
14		2	9		
15					
16		4	1		
17		1			
18		1	4		
19		3	2		
20		4			
21			1		
22		3	2		
23					
24		6	1		1
25			1		
26		2	1		
27		1	1		
28		3			
29			1		
30		3			
31		2	1		
32		3			1
33		1	1		1
34		2	5		
35			2		
36		6			
37			1		
38		1	1		
39					1
40		4			
41		1			
42			1		
43			4		
44			3		
45			1		
46			1		
47				2	
48			3		
49		1	1	5	
50			2		
51					
52			1	1	
53				2	
54			1	1	
55			1		
56			1	2	
57			2		
58					
59			2		
60			2		
61					
62					
63					
64					

給号	1級	2級	3級	4級	5級
級	人	人	人	人	人
65					
66			1		
67					
68			3		
69			3		
70			2		
71					
72			2		
73			1		
74					
75			2		
76			2		
77			1		
78			1		
79			1		
80			2		
81					
82					
83			1		
84					
85					
86			2		
87			3		
88			1		
89			2		
90					
91			2		
92			2		
93			39		
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
人員計		70	142	13	4

適用職員数	229人
-------	------

3 医療職給料表(一) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8		1		
9			1	
10				
11				
12		1		
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20	2			
21		1		
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				1

給号	級	1級	2級	3級	4級
53		人	人	人	人
54			1		
55					
56					1
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					6
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89				1	
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
人員計		2	4	2	8

適用職員数	16人
-------	-----

4 医療職給料表(二) (保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7			1				
8		1	1				
9			1	2			
10							
11			9	1	2		
12		3	1				
13			1	2			
14			1				
15			5	3			
16		3	1	1			
17		1	1	1			
18					1		
19		3	2	3			
20		1			1		
21				1			
22		4	1		1		
23		1	1	7	1		
24		1			1		
25				3			
26							6
27				1			2
28					1		4
29				5	1		2
30					1		1
31							
32							
33				4	1		
34		1					
35							1
36					2		
37				2	1		
38					1		
39					1		
40				2			
41							
42							
43					1		
44					2	1	
45					2		
46				1	2	1	
47				1	1		
48						1	
49						1	
50					1	1	
51				2	2		
52					1	2	
53					2	1	
54							
55							
56					1		
57							
58							
59					2		
60							

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
61					2		
62							
63					1		
64							
65					3		
66							
67							
68							
69					1		
70							
71					2		
72					2		
73					2		
74							
75		1					
76					4		
77							
78							
79							
80							
81					1		
82					2		
83							
84					1		
85					1		
86		1			1		
87					1		
88							
89				1			
90							
91					1		
92					2		
93							
94					1		
95							
96					1		
97					20		
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
人員計		21	26	43	82	8	16

適用職員数	196人
-------	------

5 海事職給料表 (船舶に乗り組む職員に適用)

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19			1			
20			1			
21						
22						
23						
24			1			
25						
26						
27				1		
28			1			
29						
30				1		
31						
32						
33						
34						
35			1			
36				1		
37						
38						
39						
40						
41				1		
42				1		
43						1
44						
45						
46				1		
47						
48						
49						
50						
51						
52	1					
53				1		
54						
55						
56						

給 号	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		人	人	人	人	人	人
57							
58					1		
59							
60							
61							
62						1	
63							
64							
65							
66							
67							
68							
69			1	3			
70							
71							
72					1		
73							
74					1		
75							
76					1		
77							
78							
79					1		
80							
81					1		
82							
83							
84							
85		1					
86							
87					2		
88							
89							
90					1		
91							
92					1		
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103					1		
104							
105					6		
人員計		2	1	8	24	1	1

適用職員数	37人
-------	-----

6 公安職給料表 (警察官に適用)

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	17								
8		17							
9									
10	16	2							
11	6								
12	2	26							
13		1							
14	1								
15	2								
16	1	21							
17		1							
18	6	2							
19									
20		21							
21		1	6		1				
22	1	4	10	1					
23	21	1	3	1	1				
24		45	24		1				
25		4	4	3	1				
26	27	7	8	3	3				
27	2	2	3	3	1				
28	6	38	21	4	4				
29	1	8	10	2	4				
30	4	11	9	6	1				2
31	3	3	4	5	3				1
32	2	33	22	5	2				4
33	1	3	13	4	5				2
34			14	5	4				2
35	2	1	13	5	6				1
36			19	8	4				
37		1	15	7	8				2
38			21	10	9				
39	1		16	8	9				
40		2	20	11	8				1
41			8	8	5	2			
42		4	10	5	5	3			1
43	1		6	11	6			2	1
44		1	13	8	9	2		12	
45	1		15	20	5	3		1	
46			7	17	7	2			1
47	1		10	13	7	1			1
48		1	3	11	11	2		4	
49		2	10	7	5			3	1
50	1		7	13	2	4		2	
51	1	1	10	11	4			1	
52	1	1	7	6	6	1	2	1	
53			10	12	4		7	1	
54			11	14	7	2		1	
55			6	12	2	1	9	3	
56			5	11	3	3	2		
57			13	7	2	2	7		
58		1	5	8	2	5	3	1	
59			6	10	7	2	1		
60			7	8	8	1		1	
61			4	4	3	3	1	1	
62			4	10	3	4		1	
63			3	12	6	2			
64			8	6	4	2		1	
65			1	7	4	3		3	
66			2	5	2	2			
67			4	7	3	2			
68			2	8	2	3	1		
69			1	4	8	1			
70			3	2	7	1			
71			1	1	5	3			
72			2	10	1	1			
73			2	2	4	1			
74			1	8	5	3			
75			2	4	3	1			
76			3	1	3	1			

給 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
級	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			2	4	5	2			
78			1	2	6	1			
79			1	5	2				
80			1	8	2	2			
81			2	2	1	1			
82			2	1	4	1			
83				3	4	1			
84				5	3	1			
85				5	6		1		
86				3	3	6			
87		1			3	6			
88			1	5	4	2			
89			1	4	4	6			
90				5	5	2			
91			1	1	3	2			
92				3	4	1			
93			1	1	2	27			
94			1	4	4				
95			1	1	1				
96				1	6				
97				1	41				
98			1	3					
99			1	3					
100				4					
101			1	1					
102				5					
103				2					
104				2					
105				2					
106				1					
107				3					
108				1					
109									
110				1					
111				3					
112				2					
113				7					
114				2					
115				1					
116				2					
117				1					
118				6					
119				3					
120				5					
121				6					
122				3					
123				5					
124				8					
125				5					
126				5					
127				4					
128				4					
129				16					
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
人員計	128	267	485	574	358	130	34	39	20

適用職員数	2,035人
-------	--------

7 教育職給料表(一) (県立学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、
教諭、養護教諭、助教諭、実習助手等に適用)

号給	級				
	1級	2級	特2級	3級	4級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		12			
6					
7					
8		10			
9		10			
10		3			
11					
12		26			
13		2			
14		1			
15		2			
16		13			
17		11			
18		2			
19		1			
20		17			
21		13			
22		6			
23		2			
24		8			
25	1	10			1
26		4			5
27		5			2
28		16			2
29		8			1
30		5			1
31		7			4
32		26			4
33		11			5
34		7			3
35		10			4
36		15			1
37		10			20
38		9			
39		5			
40		20			
41		10			
42		6			
43		12			
44		19			
45		4			
46		6			
47		4			
48		13			
49	2	5		1	
50		3			
51		12		1	
52		14			
53		10			
54	2	9			
55		9			
56		10			
57		10			
58	1	11		1	
59		9		12	
60		19		7	
61	1	11		1	
62		9		1	
63		11		4	
64		10		3	
65		12			
66		15		2	
67		6	1	4	
68		19			
69		10	1	2	
70		19			
71		7		2	
72	2	18	2	2	
73		11	2		
74		12	2	6	
75	1	13	3	1	
76		25	2	2	
77		15		38	
78		20			
79	1	13	2		
80		14	6		

給 号	級	1級	2級	特2級	3級	4級
		人	人	人	人	人
81		3	15	1		
82			15	1		
83			13	3		
84			12	4		
85		1	9	2		
86		1	27	1		
87		1	12	1		
88		1	14	2		
89			13	8		
90		2	14	5		
91		1	18	5		
92			20	4		
93			11	2		
94		2	25	9		
95			17	4		
96		1	20	7		
97		1	15	8		
98		1	25	5		
99		1	20	6		
100			18	3		
101			18	3		
102		1	17	3		
103			13	1		
104			26	4		
105		1	21			
106		1	28	3		
107			17	2		
108		1	27	3		
109		1	17	1		
110			21			
111			21	1		
112			25			
113			16	1		
114			26	1		
115			18	1		
116			18			
117			20	2		
118			16			
119			13			
120			36			
121			16			
122			18			
123			20			
124			18			
125			9			
126			10			
127			19			
128			22			
129			8			
130		1	21			
131			32			
132		2	19			
133			14			
134			13			
135			23			
136			29			
137			14			
138			33			
139			29			
140			14			
141			22			
142		1	25			
143			53			
144			32			
145			49			
146			60			
147			77			
148			23			
149			29			
150			25			
151			14			
152			12			
153		1	17			
人員計		37	2,338	128	90	53

適用職員数	2,646人
-------	--------

8 教育職給料表(二) (市町村立の小学校・中学校等に勤務する校長、副校長、教頭、
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭等に適用)

給 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
級	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		8			
8					
9					
10		3			
11		1			
12		2			
13					1
14		1			
15					
16		1			
17		128			
18		1			
19		2			1
20		83			30
21		29			34
22		12			33
23		1			12
24		80			16
25		29			30
26		13			26
27		8			20
28		94			9
29		18			11
30		13			24
31		13			17
32		89			7
33		21			10
34		26			12
35		11			7
36		101			7
37		7			53
38		21			
39		7			
40		84			
41		18			
42		16			
43		12			
44		86			
45		14			
46		20			
47		18			
48		50			
49		15			
50		29			
51		19			
52		50			
53		14			
54		23			
55		17			
56		58			
57		11			
58		11			
59		21			
60		35			
61		13		2	
62		21			
63		21	1	1	
64		42			
65		19		2	
66		20			
67		23			
68		32			
69		17		1	
70		23		5	
71		18		6	
72		40		2	
73		19	1	3	
74		23	1	21	
75		28	6	41	
76		28	5	23	
77		20	4	21	
78		26	1	17	
79		21	3	28	
80		21	4	31	
81		17	4	8	
82		29	2	7	
83		24	3	12	
84		29	6	12	

給号	級	1級	2級	特2級	3級	4級
		人	人	人	人	人
85			28	2	5	
86			25	7	10	
87			18	3	15	
88			34	2	13	
89			17	2	8	
90			35	12	7	
91			20	9	9	
92			27	11	8	
93			21	16	69	
94			22	13		
95			16	13		
96			25	12		
97			23	16		
98			30	20		
99			24	15		
100			21	11		
101			20	5		
102			27	6		
103			15	3		
104			24	5		
105			21	1		
106			26	2		
107			14	2		
108			26	2		
109			31	2		
110			33	4		
111			28	2		
112			32	1		
113			24	1		
114			18	4		
115			15			
116			36	1		
117			31	1		
118			24			
119			20			
120			33			
121			23			
122			16			
123			20			
124			24			
125			27			
126			22			
127			20			
128			29			
129			28			
130			22			
131			36			
132			32			
133			41			
134			27			
135			23			
136			32			
137			16			
138			25			
139			26			
140			31			
141			20			
142			36			
143			38			
144			27			
145			22			
146			34			
147			38			
148			49			
149			30			
150			44			
151			43			
152			34			
153			27			
154			33			
155			66			
156			28			
157			56			
158			73			
159			146			
160			78			
161			115			
162			98			
163			75			
164			39			
165			60			
人員計			4,731	247	387	360

適用職員数	5,725人
-------	--------

9 特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	1
4	1
5	
6	
7	

適用職員数 2 人

第7表 再任用職員の適用給料表別・級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給 料 表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行 政 職	85				83			1		1	
研 究 職	7		1		6						
医 療 職 (二)	9					8		1			
海 事 職	2				1	1					
公 安 職	27		1		5	21					
教 育 職 (一)	156		156								
教 育 職 (二)	268		268								
再任用職員計	554										
60 歳	206										
61 歳	161										
62 歳	92										
63 歳	61										
64 歳	34										

その2 短時間勤務職員

給 料 表	級 計	1	2	特2	3	4
		人	人	人	人	人
教 育 職 (一)	8		8			
再任用職員計	8					
60 歳	1					
61 歳	6					
62 歳						
63 歳	1					
64 歳						

第8表 給料表別・性別・年齢別人員

給料表 年齢	全職種			行政職		研究職		医療職(一)		医療職(二)		海事職		公安職		教育職(一)		教育職(二)		特定任期付職員	
	計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
16																					
17																					
18	23	14	9	4	2									10	7						
19	31	21	10	6	5									15	5						
20	53	31	22	14	13									17	6					3	
21	58	35	23	11	3									22	13				2	7	
22	246	114	132	42	34	1	2							31	13	2	8	38	75		
23	303	160	143	60	36	4					1			44	10	4	18	48	78		
24	322	157	165	45	46	1	3			1	4			51	12	15	19	44	81		
25	352	180	172	60	54	11	1			1	4			44	12	14	13	50	88		
26	341	174	167	57	57	4	2		1	6	4	1		48	10	8	18	50	75		
27	351	180	171	59	48	7	2			3	8	1		42	5	11	16	57	92		
28	312	166	146	52	40	3	4	1	1	1	4	2	1	36	7	14	19	57	70		
29	347	206	141	66	49	3	5	1		4	2			46	4	26	24	60	57		
30	311	178	133	54	43	6	2			1	4			57	10	14	18	46	56		
31	315	182	133	51	45	3	2			4				61	8	18	25	45	53		
32	324	201	123	61	36	5	4				4		1	59	6	21	22	55	50		
33	250	166	84	45	18	5	4			3	3	1		62	2	16	12	34	45		
34	253	158	95	55	24	4	2	2		1	3			47	2	14	16	35	48		
35	290	176	114	57	22	3	1			3	2	1		67	7	17	21	28	61		
36	279	159	120	55	34	4	1			3	3	1		49	2	13	24	34	56		
37	286	173	113	47	25	2	1				5			73	6	22	18	29	58		
38	293	173	120	59	31	6	2			1	1	1		62	4	17	33	27	49		
39	287	179	108	59	24	3	1		1	1	1			69	2	16	25	31	54		
40	353	229	124	68	33	2	3			5	3			72	7	39	31	43	47		
41	365	223	142	74	36	6	2			1	3			70	7	30	34	42	60		
42	339	212	127	84	24	2				3	1			45	2	42	34	36	66		
43	348	211	137	78	27	1	2			4	1	3		39	3	39	33	47	71		
44	340	208	132	83	28	4					4	3		48	3	38	35	32	62		
45	401	240	161	88	36	3				2	4	3		38	2	47	50	59	69		
46	457	272	185	87	39	7	1			1	3	2		48	4	56	53	70	85	1	
47	474	288	186	110	44	4				2	3	2		35	3	68	51	67	85		
48	429	240	189	77	38	3				2	2	1		41	2	54	56	62	91		
49	465	281	184	113	31	7	1			5	4	1		35	1	52	42	68	105		
50	440	253	187	72	46	8	1		2	1	4	3		36		55	36	78	98		
51	515	340	175	104	33	11	2			4	2			38	1	74	35	109	102		
52	523	323	200	107	28	5	2			2	1	2		34	1	75	34	98	134		
53	503	321	182	101	20	8	1			2	1	1		24		80	36	105	124		
54	550	362	188	93	30	6				3	1	1		32		100	37	127	120		
55	575	372	203	115	21	6	2			4	2	2		25	1	94	37	126	140		
56	613	413	200	119	27	6				4	2	1		30		94	43	159	128		
57	633	428	205	122	26	5		2		4	3	2		59		88	25	146	151		
58	614	408	206	131	30	1				2	1			42		92	26	140	149		
59	579	392	187	107	22	3		3		9	5			42		73	17	155	143		
60以上	3	3						2												1	
合計	15,146	9,202	5,944	2,952	1,308	173	56	11	5	93	103	35	2	1,845	190	1,552	1,094	2,539	3,186	2	

第9表 職員の扶養親族数別人員

扶養親族数	区分	該当職員数	うち	うち	うち
			扶養親族である配偶者を有する者	扶養親族である子を有する者	配偶者・子以外の扶養親族を有する者
1	人	2,422	1,032	1,224	167
2	人	2,375	929	2,306	95
3	人	1,631	1,112	1,624	50
4	人	543	482	543	22
5	人	71	64	71	7
6	人以上	7	7	7	1
計		7,049	3,626	5,775	342

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、1.0人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,326円（平均扶養親族数は2.1人）である。

第10表 管理職手当の支給状況

支給区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	9種	10種	受給者計	受給者1人当たり平均手当月額
受給者	人 11	人 6	人 83	人 8	人 126	人 71	人 286	人 133	人 437	人 363	人 1,524	円 59,364

第11表 住居手当の支給状況

区分	職員数	受給者					配偶者の居住する借家・間		職員1人当たり平均手当月額
		受給者数			受給者1人当たり平均手当月額	受給者数	受給者1人当たり平均手当月額		
		手当月額11,000円未満の受給者	手当月額11,000円以上27,000円未満の受給者	手当月額27,000円以上の受給者					
給料表									
全職種	人 15,146	人 4,231	人 18	人 2,025	人 2,188	円 25,010	人 4	円 13,500	円 6,990
行政職	4,260	1,150	4	557	589	24,875	2	13,500	6,722
研究職	229	79	1	44	34	23,877			8,237
医療職(一)	16	6		1	5	26,500			9,938
医療職(二)	196	52		22	30	25,585			6,788
海事職	37	11		4	7	24,827			7,381
公安職	2,035	608	2	277	329	25,246	1	13,500	7,550
教育職(一)	2,646	712	3	298	411	25,380	1	13,500	6,834
教育職(二)	5,725	1,613	8	822	783	24,886			7,012
特定任期付職員	2								

第12表 通勤方法

区分 給料表	職員数	通勤手当受給者							交通機関 交通用具 併用	通勤手当 非受給者
		交通機関				交通用具				
		鉄道	バス	その他	交通機関 併用	自動車	原動機付 自転車	自転車		
全職種	人 15,146	人 317	人 507	人	人 44	人 9,927	人 252	人 444	人 985	人 2,670
行政職	4,260	255	404		33	1,804	52	239	472	1,001
研究職	229	1				180	4	2	24	18
医療職(一)	16		1			8			3	4
医療職(二)	196	8	8		1	120		3	31	25
海事職	37					29	2	2	1	3
公安職	2,035	40	81		3	750	188	192	10	771
教育職(一)	2,646	9	8		5	2,084	4	2	274	260
教育職(二)	5,725	4	4		2	4,951	2	4	170	588
特定任期付職員	2		1			1				
比率 (全職種)	% 100.0	% 2.1	% 3.3	%	% 0.3	% 65.5	% 1.7	% 2.9	% 6.5	% 17.6
		5.7				70.1				

(注) 1 「その他」は、船等である。

2 比率は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第13表 通勤手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給者数				受給者1人当たり平均手当月額				職員1人 当たり 平均 手当月額
		計	交通機 関利 用	交通用具 使用	交通機関 交通用具 併 用	計	交通機 関利 用	交通用具 使用	交通機関 交通用具 併 用	
	人	人	人	人	人	円	円	円	円	円
全職種	15,146	12,476	868	10,623	985	14,558	13,479	9,824	66,573	11,992
行政職	4,260	3,259	692	2,095	472	20,152	13,692	11,878	66,349	15,417
研究職	229	211	1	186	24	19,434	6,018	12,858	70,956	17,906
医療職(一)	16	12	1	8	3	24,515	14,345	16,800	48,476	18,386
医療職(二)	196	171	17	123	31	23,338	18,234	12,769	68,071	20,361
海事職	37	34		33	1	9,835		7,465	88,043	9,037
公安職	2,035	1,264	124	1,130	10	5,858	9,357	5,300	25,479	3,638
教育職(一)	2,646	2,386	22	2,090	274	18,452	24,301	11,627	70,038	16,639
教育職(二)	5,725	5,137	10	4,957	170	10,860	19,242	9,043	63,330	9,744
特定任期付職員	2	2	1	1		7,974	6,647	9,300		7,974

第14表 交通機関利用者の通勤費所要額別人員

所要額 (円) 給料表	4,000 未満	4,000 以上	6,000 ～	8,000 ～	10,000 ～	12,000 ～	14,000 ～	16,000 ～	18,000 ～	20,000 ～	22,000 ～	24,000 ～	26,000 ～	28,000 ～	30,000 ～	32,000 ～
全 職 種	人 23	人 160	人 106	人 248	人 80	人 75	人 49	人 13	人 26	人 7	人 7	人 2	人 6	人 1	人 4	人
行 政 職	11	114	87	205	64	63	45	12	22	6	7		5	1	4	
研 究 職			1													
医 療 職 (一)							1									
医 療 職 (二)	1	5	1	1	2	2			1			1				
海 事 職																
公 安 職	10	33	15	36	11	8	3	1	2			1				
教 育 職 (一)	1	4	1	3	3	1			1	1			1			
教 育 職 (二)		4		3		1										
特定任期付職員			1													

(注) 通勤手当受給者のうち、交通機関利用者の内訳である。ただし、交通用具との併用者を除く。

34,000 ～	36,000 ～	38,000 ～	40,000 ～	42,000 ～	44,000 ～	46,000 ～	48,000 ～	50,000 ～	52,000 ～	54,000 ～	56,000 ～	58,000 ～	60,000 ～	62,000 ～	64,000 ～	65,000 ～	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1		1	2	2		1	1			2	2	8		1	1	39	868
			2	1		1				2		8		1	1	30	692
																	1
																	1
1																2	17
		1					1				2						124
				1												5	22
																2	10
																	1

第15表 交通用具使用者の通勤距離別人員

給料表	種 類	距離 (km)								
		2以上	4～	7～	10～	15～	20～	25～	30～	35～
全職種	自動車等	人 1,758	人 2,022	人 1,350	人 1,567	人 1,090	人 605	人 513	人 462	人 297
	自転車等	284	127	26	7					7
	高速道路等計	2,042	2,149	1,376	1,574	1,090	605	513	462	304
行政職	自動車等	236	302	230	242	205	97	121	128	98
	自転車等	149	76	10	4					1
	高速道路等計	385	378	240	246	205	97	121	128	99
研究職	自動車等	21	29	34	16	19	6	4	23	13
	自転車等	1		1						
	高速道路等計	22	29	35	16	19	6	4	23	13
医療職(一)	自動車等	1	2					1	2	1
	自転車等									
	高速道路等計	1	2					1	2	1
医療職(二)	自動車等	14	20	11	10	16	18	7	11	7
	自転車等		3							
	高速道路等計	14	23	11	10	16	18	7	11	7
海事職	自動車等	4	6	5	8			3		1
	自転車等	1	1							
	高速道路等計	5	7	5	8			3		1
公安職	自動車等	301	168	132	186	74	34	18	12	6
	自転車等	130	44	15	3					
	高速道路等計	431	212	147	189	74	34	18	12	6
教育職(一)	自動車等	317	367	224	284	271	145	116	118	85
	自転車等	1	1							4
	高速道路等計	318	368	224	284	271	145	116	118	89
教育職(二)	自動車等	864	1,128	714	820	505	305	243	168	86
	自転車等	2	2							2
	高速道路等計	866	1,130	714	820	505	305	243	168	88
特定任期付職員	自動車等				1					
	自転車等									
	高速道路等計				1					

- (注) 1 通勤手当受給者のうち、交通用具使用者の内訳である。ただし、交通機関との併用者を除く。
 2 「自動車等」には、高速道路等利用者を含まない。
 3 「高速道路等」とは、高速道路等の有料道路の利用者をいう。

40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	計
人 175	人 139	人 84	人 41	人 30	人 16	人 7	人 2	人 21		人 10,179
39	95	164	131	56	74	78	60	33	96	444
214	234	248	172	86	90	85	62	33	117	833
52	58	23	22	19	7	5	1		10	1,856
4	23	75	57	24	30	49	33	14	56	239
56	81	98	79	43	37	54	34	14	66	366
9	6	2	2							184
1	1	2	6	3	4	1	3	2	1	2
10	7	4	8	3	4	1	3	2	1	24
		1								210
			1							8
		1	1						1	2
									1	10
	3	1			1				1	120
	1	5	6	3	7	3	1	1	1	3
	4	6	6	3	8	3	1	1	2	28
										151
3	1									31
									1	2
									1	1
3	1									34
4	2	1								938
1		2								192
5	2	3								3
										1,133
58	43	38	9	4	5	1	1		2	2,088
16	45	48	34	17	22	16	18	10	26	2
74	88	86	43	21	27	17	19	10	28	256
										2,346
49	26	18	8	7	3	1			8	4,953
										4
17	25	32	27	9	11	9	5	6	10	153
66	51	50	35	16	14	10	5	6	18	5,110
										1
										1

第16表 単身赴任手当の支給状況

手当額(円) 給料表	30,000	34,000	36,000	38,000	46,000	54,000	62,000	76,000	82,000	計
全職種	人 103	人 116	人 111	人 54	人 1	人 3	人 2	人 7	人 4	人 401
行政職	10	17	15	17	1	3		7	2	72
研究職		2		1						3
医療職(一)										
医療職(二)										
海事職							1			1
公安職	84	81	73	16						254
教育職(一)	2	6	10	12						30
教育職(二)	7	10	13	8					2	40
特定任期付職員							1			1

第17表 年次有給休暇の取得状況

区分 給料表	平均使用 限度日数	使 用 日 数																						計		
		0日	2日 未満	2日 以上	4日 ～	6日 ～	8日 ～	10日 ～	12日 ～	14日 ～	16日 ～	18日 ～	20日 ～	22日 ～	24日 ～	26日 ～	28日 ～	30日 ～	32日 ～	34日 ～	36日 ～	38日 ～	40日	職員数	平均 使用日数	平均 使用率
	日・時間	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	日・時間	%
全 職 種	37.3	207	296	698	1,146	1,451	1,634	1,909	1,825	1,602	1,379	1,287	676	320	155	97	49	22	9	3	7	8		14,780	12.1	32.6
行 政 職	37.3	79	52	147	258	345	373	508	505	475	457	447	260	107	59	45	14	6	5	1	5	2		4,150	13.1	35.2
研 究 職	37.1	4	2	10	11	13	14	27	28	38	23	34	7	6	3	1				1				222	13.3	36.3
医 療 職(一)	34.1	3				3		1	2		1	1	1											12	9.5	28.2
医 療 職(二)	36.3	7	1	7	13	19	20	23	22	24	17	23	11	8	1		2							198	12.5	34.9
海 事 職	35.6	5					1		1	2	6	11	5											31	15.0	42.1
公 安 職	38.2	14	35	51	159	235	281	314	274	187	169	127	68	41	22	9	5	2						1,997	11.5	30.9
教 育 職(一)	37.2	58	52	141	212	227	274	275	274	292	270	291	159	74	36	17	17	3	2	2				2,677	12.4	33.8
教 育 職(二)	37.1	37	154	342	493	609	671	761	719	583	436	353	164	84	34	25	11	11	1					5,491	11.1	30.4
特 定 任 期 付 職 員	24.6									1			1											2	17.7	72.7

(注) 令和2年4月1日現在に在職する職員（令和元年12月31日の時点で在職していた職員に限る。）の平成31年及び令和元年中における年次有給休暇の使用状況である。

2 民間給与関係

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

本委員会は、人事院と共同して職種別民間給与実態調査を実施したが、その概要は次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、県職員の給与を検討するため、県内民間給与の実態を調査するものである。

(2) 調査の内容等

ア 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、①及び②に関する調査である。

イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ア①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ア①及び②に関する調査：6月29日(月)～7月31日(金)
- ・ア③及び④に関する調査：8月17日(月)～9月30日(水)

(3) 調査の範囲等

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 393事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 標本事業所の抽出

母集団事業所を統計上の理論に従い、組織・規模・産業により11層に層化し、これらの層から142事業所を無作為に抽出し調査を行った。

先行して実施した調査における調査完了事業所数は、第18表のとおりである。

ウ 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第18表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	116 事業所	41 事業所	50 事業所	25 事業所
農 業、林 業、漁 業、 鉱 業、建 設 業	12	5	3	4
製 造 業	60	19	28	13
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業、 情 報 通 信 業、運 輸 業、郵 便 業	17	7	6	4
卸 売 業、小 売 業	4	2	2	-
金 融・保 險 業、 不 動 産・物 品 賃 貸 業	3	1	2	-
教 育、学 習 支 援 業、医 療、 福 祉、サ ー ビ ス 業	20	7	9	4

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が7所、調査不能の事業所が19所あった。
- 2 調査対象事業所142事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所7所を除いた135所に占める調査完了事業所116所の割合（調査完了率）は、85.9%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう（以下、各表において同じ。）。

第19表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		81.0%
配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		(94.2%)
家 族 手 当 制 度 が な い		19.0%
扶 養 家 族 の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	12,543円
	配 偶 者 と 子 1 人	17,669円
	配 偶 者 と 子 2 人	22,817円

- (注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
- 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模 \ 項目	係 員		課 長 級		部 長 級(非 役 員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	% 61.2	% 38.8	% 56.5	% 43.5	% 55.0	% 45.0
500人以上	72.4	27.6	64.9	35.1	64.6	35.4
100人以上 500人未満	53.5	46.5	47.9	52.1	46.2	53.8
100人未満	63.0	37.0	62.6	37.4	60.4	39.6

3 生計費及び労働経済関係

令和2年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国消費実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和2年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国消費実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別・世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」（大分市・勤労者世帯）における令和2年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」を基礎として算定した平成30年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を反映して、令和2年4月の全国1人世帯の費目別標準生計費を算定し、これに全国の費目別平均支出金額に対する大分市の費目別平均支出金額の割合を乗じて算定した。

第21表 大分市における費目別・世帯人員別標準生計費

(令和2年4月)

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	22,900 円	36,650 円	47,620 円	58,580 円	69,550 円
住居関係費	45,760	49,340	44,380	39,420	34,460
被服・履物費	1,670	5,350	6,080	6,800	7,530
雑費Ⅰ	19,170	24,680	33,380	42,070	50,760
雑費Ⅱ	7,610	22,050	25,690	29,330	32,970
計	97,110	138,070	157,150	176,200	195,270

第22表 労働経済指標

項目		年 月	平成31年 4 月	令和元年 5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	令和2年 1 月	2 月	3 月	4 月		
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月査)	大分県	① きまって支給する給与 (調査) 産業計	金額(千円)	254.7	250.7	252.4	249.4	249.3	251.9	253.8	250.8	253.2	258.4	258.8	260.9	260.6	
			前年同月比(%)	△ 0.8	△ 1.1	△ 1.3	△ 1.3	△ 1.4	△ 0.4	△ 0.5	△ 1.2	△ 0.8	2.8	2.0	3.3	2.3	
		うち所定内給与	金額(千円)	234.4	231.6	232.1	230.3	229.9	231.5	233.0	230.9	232.2	232.2	237.9	238.3	240.6	242.1
			前年同月比(%)	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	3.3	2.7	3.9	3.4
		うち一般労働者	前年同月比(%)	0.8	0.5	0.2	0.5	0.9	0.7	0.7	0.7	1.6	0.8	4.3	4.0	5.5	4.4
		② 総実労働時間数	時間数(時間)	154.4	145.4	151.4	155.0	145.3	147.7	152.5	149.2	149.2	148.3	144.1	144.4	149.8	149.3
	(調査) 産業計	うち所定外労働時間数	時間数(時間)	11.4	10.7	10.8	10.9	10.4	10.9	10.9	10.6	11.2	10.6	10.6	10.6	10.6	9.1
	全 国	③ きまって支給する給与 (調査) 産業計	金額(千円)	299.5	294.8	297.6	296.4	295.9	296.0	298.4	297.7	297.1	293.1	293.7	294.3	295.8	
			前年同月比(%)	0.3	0.1	0.3	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	△ 0.4	△ 0.2	0.4	0.3	△ 0.4	△ 1.2
		うち所定内給与	金額(千円)	273.4	269.4	272.4	271.6	271.3	271.8	273.0	271.9	271.9	271.8	269.1	269.2	269.9	273.0
前年同月比(%)			0.3	△ 0.1	0.3	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	△ 0.1	0.2	0.7	0.6	0.1	△ 0.1	
うち一般労働者		前年同月比(%)	0.8	0.2	0.7	0.4	0.7	0.7	0.7	0.7	0.5	0.7	0.6	0.3	0.2	△ 0.2	
④ 総実労働時間数		時間数(時間)	148.7	141.4	147.4	150.1	141.6	142.5	146.5	147.5	147.5	145.0	137.7	139.8	142.1	143.9	
(調査) 産業計	うち所定外労働時間数	時間数(時間)	13.1	12.4	12.3	12.3	11.6	12.2	12.6	12.6	12.3	11.8	12.1	11.9	10.6		
生計費 (総務省)	⑤ 消費支出 (二人以上の世帯の) うち勤労者世帯	大分市	金額(千円)	272.0	308.2	262.2	257.7	265.4	274.3	252.3	288.0	287.0	279.6	263.9	332.6	262.1	
			前年同月比(%)	△ 30.5	△ 11.1	△ 8.9	△ 24.0	△ 20.6	△ 3.6	△ 14.2	7.4	△ 12.4	3.5	△ 10.2	32.4	△ 3.7	
		全 国	金額(千円)	337.2	332.3	308.4	321.2	325.5	329.7	305.2	304.0	345.4	312.5	303.2	322.5	303.6	
			前年同月比(%)	0.7	6.4	5.6	3.6	1.7	8.9	△ 3.2	0.2	△ 1.6	△ 4.1	0.1	△ 7.6	△ 9.9	
物 価	⑥ 消費者物価指数 (総務省)	大分市	前年同月比(%)	0.6	0.6	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.5	0.7	0.4	0.5	0.5	0.4	
		全 国	前年同月比(%)	0.9	0.7	0.7	0.5	0.3	0.2	0.2	0.5	0.8	0.7	0.4	0.4	0.1	
雇 用	⑦ 常用雇用指数(厚生労働省)		前年同月比(%)	1.1	0.8	1.0	1.2	1.2	1.5	1.5	1.5	1.5	1.2	1.1	1.1	0.9	
	⑧ 完全失業率(総務省)		(%)	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.4	2.4	2.2	2.2	2.4	2.4	2.5	2.6	
	⑨ 有効求人倍率(厚生労働省)		(倍)	1.63	1.62	1.61	1.59	1.59	1.58	1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32	

(注) 1 ①、③、⑥、⑦は、平成27年基準である。
 2 ①、②、③、④、⑦は、事業所規模30人以上の数値である。
 3 ⑧、⑨は、季節調整値である。